

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。今日は、西川前頭取、ありがとうございました。

それでは早速、今委員長あるいは自民党の方からの質問とも絡むんでありますが、そのようにコンプライアンスという体制を準備しておきながら、なぜこのような事態が起きたのか、率直にその原因、背景、これらについてお聞かせください。

参考人（西川善文君） コンプライアンスに関する私の基本的な認識は、企業が法令等を見逃して経営を継続していくということはいけないというものでございまして、この認識は今も昔も変わらないものでございます。もとより、法令遵守には法の趣旨や社会通念、社内規定も含めた広い意味と受け止めております。

そういうことで、なぜこういうことが起きたかということでございますが、こういう体制を、きちんとコンプライアンス体制を整えてきたわけでございますが、そのコンプライアンス体制と申しますのはやはり実際にそれが実行されているかどうかということをしつかりとモニタリングをしていくということが肝要だというふうに考えまして、行内の監査部門を他部門から独立した部門としたり、あるいは苦情に対しまして、その苦情がどういったところに原因があるのかといったことにつきまして、CS委員会を設けましてそこで詳細検討をするといったような努力もしておったわけでございますが、今回の事態はやはりそのモニタリングがいま一つ不十分な点があったというふうに私は感じております。モニタリングをもっと真剣に詳細にわたってやっておれば、早期にこの問題の在りかを見出すということができ、それが経営にも上がってまいりまして適切な対応を取ることができたのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

峰崎直樹君 実は、二〇〇一年の四月に旧住友銀行、さくら銀行が合併する前に公正取引委員会から両行に対していろいろと各種調査も行われまして、銀行の優越的地位の問題、そういったことについて、実は、両行から公正取引委員会は、法令遵守機能が働くよう尽力をすると、こういう約束をされて実はスタートをしたというふうに私どもは伺っています。

そうすると、そのときも実はその約束をしたことがその後も実は守られなかった。今も実はモニタリングの機能が不足をしていたというふうにおっしゃったわけですが、モニタリングの組織がありながら機能しないというその実は背景というのは一体何だったんだろうなど。

これは、組織が大きくなればなるほどどうしても、今、前頭取おっしゃいましたように、法令を守ればいいんだと、それを、決まったことを守ればいいんだということだけに終わ

って、実は、ともすれば組織の論理、すなわち、先ほどおっしゃいましたあのいわゆる不良債権の処理だとか、あるいは積極的な政策を打っていかなくちゃいけないだとか、そういうことの方が優先されてしまうというのがどうもやはり私は三井住友銀行の構造的な体質として根付いていたんじゃないか。

こういう問題を解決をするための手だてというのは一体どうしたらいいんだろうかということについて、ただモニタリングを強化をする、そして私は、やはり内部通報制度とか様々な制度はあると思うんでありますが、そういう意味でいうと、コンプライアンスというもののとらえ方が、単に法令遵守ということではなくて、もっとやはり、先ほど社会通念とかおっしゃいましたですけども、そういうことを含めて広く行員の皆さん方に周知徹底させるということが私は非常に重要な課題だったんじゃないかと思うんですが、その点、時間もありませんので、少し何か感想があればお聞かせ願いたいと思うんですが。

参考人（西川善文君） 先生御指摘のとおり、平成十二年、両行から公正取引委員会に対しまして、独禁法違反がないよう、関係規定の整備、教育・研修の実施、ハンドブック配布等の施策を通じ、役職員へ周知徹底し、自律的な法令遵守機能が働くよう尽力するという旨の報告をいたしております。この点、先ほど来申しておりますように、三井住友銀行ではこうしたことを実施してきたわけですが、結果的に今回の事態に至ったということでございました。誠に遺憾なことでございます。

モニタリングにつきましても御指摘をいただきましたが、正に先生御指摘のとおりでございまして、そのモニタリングが形式に流れる、上滑りをしてしまうと。あるいは、苦情に対しましても、法的には対応ができると、訴訟になれば負けることはないといったような考え方で処理をしてしまっているといったようなことがあるわけでございまして、この点をもっとやはり真剣に掘り下げて、顧客満足度の向上、そしてお客様から見てそれがどうなのかということをもっと真剣に考えなければならないことであつたなというふうに私は反省をいたしております。

もちろん、内部通報制度もあるわけですが、実際にはこれもそれほど機能をしていないというところがあつたかというふうに思っております。

峰崎直樹君 時間も余りないんで、もう少し端的にお答えしていただきたいと思うんですが。

このいわゆる様々なコンプライアンスに違反するような事件が起きてきている。その背景には、当時竹中金融担当大臣でございましたけれども、不良債権処理を急げと。時期を定めて、そして自己資本の充実に努めろと。こういう、ある意味では大変当時では皆さんにとっては厳しかったと思いますが、そういうノルマというものを何としても達成しなくちゃいけないと、こういうものが背景にあつたんじゃないかと。これについては、そういうものが背景にあつたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

参考人（西川善文君） お答えいたします。

不良債権問題につきましては、これはやはり金融システムの安定性の回復といった観点からも、あるいは経済の活性化という観点からいたしましても、早期に処理をする必要があるということは、これはもう間違いないことございまして、これと日常の営業活動というものは切り離して、この不良債権処理をまずは優先してまいらなきゃならないということございまして。

もちろん、この原資は期間収益というものもそれに充当するということになるわけございまして、これにはおのずから限界がございまして、収益が上がらないから不良債権処理を遅らせるというわけにはまいらない、むしろ処理を優先するということにしなければならぬということございまして。

それではどうするかということになります、それは資本の増強等、財務的な手当てを極力していくということでカバーするということございまして、この不良債権処理の問題と今回の問題が何か関係があるということでは決してございませぬ。

以上でございます。

峰崎直樹君　そこで、ちょっと立ち入った事実関係の確かめをしたいわけでありまして、二〇〇三年の十二月というふうに私は聞いておりますが、今お話がありましたように、何としても自己資本を充実させなきゃいけない。そこで、翌年でしょうか、ゴールドマン・サックス社とたしかいろいろと出資をしていただくというようなことが成立したわけでありまして、二〇〇三年の十二月の中旬か初旬だったと思っておりますが、西川頭取と、当時の頭取と竹中金融担当大臣、そしてポールソンさん、当時のゴールドマン・サックスの社長さんです、今度のアメリカの財務大臣だと思っております。この三人だけで、泉ガーデンと言われる中に住友クラブというのがあるんだそうでありまして、そこでお会いになったかどうか、この点だけちょっと事実関係教えていただければと思っております。

参考人（西川善文君）　その件に関しましては、たしか二〇〇二年の十二月であったかと存じますが、ゴールドマン・サックスのハंक・ポールソン会長から竹中大臣に紹介をしてくれないかというお話がございました。私は、紹介はする、ただし個別銀行のことについては一切触れないでくれと。それが守られるのであれば紹介をさせていただくということで、竹中大臣に一般的な日本の経済金融情勢についてお聞きしたいと、こういうことございましてお願いをいたしまして、今先生がおっしゃった泉ガーデンではないんではないかと、別の場所でもございましたが、短時間お会いしていただいたことはございます。そこに立ち会いましたが、個別銀行の話は当然のことながら一切出なかったということございまして。

峰崎直樹君 ちょっと、その際に事実関係だけ教えていただきたいんですが、この三人の方以外にはお供の方は入らなかったというふうに聞いておるんですが、それは事実でしょうか。三人の方だけで、つまり西川さん、竹中さん、ポールソンさん、この三名だけでお会いになさったというふうに聞いておりますが、それは事実なのでしょうか。

参考人(西川善文君) お答えいたします。

ゴールドマン・サックスのCEOはハंक・ポールソンでございましたが、一緒にサインというCOOが参っております、今彼はニューヨーク証券取引所の理事長でございますが、これが一緒に付いてきておまして、計四人でございました。

峰崎直樹君 それ以外にお供のお付きはいらっしゃらなかったと、これに関しては。

参考人(西川善文君) ございません。

峰崎直樹君 ございません。はい、ありがとうございます。

また、ゴールドマン・サックスとの関係で、最近、最近というよりも東京の支社長の持田さんという方御存じだと思いますが、この方とはどんな御関係なのか、ちょっと教えていただければと思います。

参考人(西川善文君) 持田さんはゴールドマン・サックス東京の社長でございますが、私どもの方の資本調達その他の案件につきまして幾つかゴールドマン・サックスのお世話になっておりますが、その際の責任者でございます。そういうことがございまして、必要に応じて持田社長と私自身も話をいたしております。

以上でございます。

峰崎直樹君 今年に入られて持田社長とお食事をされるような、そういう機会などはございましたでしょうか。

参考人(西川善文君) 今年に入りましてからはなかったと思います。

峰崎直樹君 ありがとうございます。ちょっといろんな意味で背景を聞きたいなと思って、聞かせていただきました。

そこで、実は、ちょっとこれは事前に御質問の中、通告をしてなかった問題なんですが、この財政金融委員会で私ども財政金融やっております、特に金融関係で、西川社長が今度、郵政の持ち株会社の社長さんになられたということで、実は全銀協の会長時代と申しますか、西川前頭取がいわゆる官業が民業を圧迫することのないようにと、こういうことで、

実はこれは日本の国内だけじゃなくてアメリカの商工会議所辺りからも、いわゆる国がまだ関与している間にどんどんと郵便貯金銀行やあるいは簡易保険会社がどんどんと広がっていくということについて大変懸念する声が出ております。

西川社長もいわゆる全銀協時代にはそういうお話をされたやに聞いておりますし、その点どのように現在思っているのか、そういう声に対してはどのような御見解をお持ちなのか、お聞かせ願えればと思います。

参考人（西川善文君） 来年の十月に現在の公社が四分社化されまして民営化がスタートすることになりますが、御承知のように、法律上、スタート時点のこの四社の業務は現在の公社の業務をその範囲において引き継いでやっていくということになっております。一部新しい業務として国際物流が法律で認められておりますので、それが加わるということですが、スタート時点は原則的にそういうことでございます。そして、資本の状況、さらに、特に貯金銀行、保険会社の場合は株式を十年以内に売却するというようになっておりますので、その資本関係が変わっていくのに従って段階的に新しい業務が認められていくというふうに理解をいたしております。

日本郵政といたしましても、現在の郵便貯金の業務あるいは保険の業務につきましては非常に偏った業務をやっておりますので、多くの国民の皆さんにサービスをしていくという点におきましても弱い面がございますから、できるだけ早く新しい業務もやれるように努力はしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますが、法律上はそういうことでございますので、それに従ってまいるということでございます。

峰崎直樹君 時間が来ましたので、終わります。